

高松市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第2項および第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告および意見を、同条第9項および第10項の規定により、次のとおり公表します。

平成24年2月20日

高松市監査委員 吉田正己
同 山下稔
同 波多等
同 森谷忠造

平成23年度定期監査結果報告等について

第1 産業経済部定期監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成22年度および平成23年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

| 対 | | 象 | 期 間 |
|--------------|---------------|--|-----------------------------------|
| 部 | 課 等 | 事 務 | |
| 産 業 経 済 部 | 商 工 労 政 課 | 平成22年度および 平成23年4月1日 から同年10月25 日までの行政事務の 執行および財務に関 する事務の執行 | 平成23年10月 26日から平成24 年1月16日まで |
| | 観 光 振 興 課 | | |
| | 農 林 水 産 課 | | |
| | 土 地 改 良 課 | | |
| | (地 籍 調 査 室) | | |
| | 競 輪 局 事 業 課 | | |
| 中央卸売市場業務課 | | | |

(2) 監査の方法

平成22年度および平成23年度の行政事務の執行および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）および第15項（組織および運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 特定の随意契約に係る公表をすべきもの

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行う場合は、高松市契約規則第17条の3の規定および平成20年3月10日付け高監号外財産活用課長・監理課長通知「障害者支援施設等からの物品の買入れ、役務の提供を理由とする随意契約の手続きについて」により、契約内容等を公表しなければならないが、農林水産課の平成22年度チップ堆肥化作業委託および競輪局事業課の高松競輪場非開催日清掃業務委託に係る社団法人高松市シルバー人材センターとの契約については、公表が行われていないので、今後、同種の契約を締結する場合には、適正に事務処理され

たい。

(農林水産課，競輪局事業課)

イ 行政財産使用許可台帳を調整すべきもの

行政財産の目的外使用を許可した場合は，高松市公有財産事務取扱規則第26条第4項の規定により，行政財産使用許可台帳を調整しなければならないが，高松テルサに係る目的外使用許可については，行政財産使用許可台帳を調整していないので，今後は，同規定により，適正に事務処理されたい。

(商工労政課)

ウ 業務委託契約に係る事務処理を適正にすべきもの

業務委託契約の受託者から提出された平成22年度塩江インフォメーションセンター運営維持管理業務に係る着手届および完了届は，受託者の押印がされていないにもかかわらず，その受理に係る決裁を受けているので，今後は，受託者に対し，適正な届書を提出するよう指導されたい。

(観光振興課)

エ 補助金交付に係る事務処理を適正にすべきもの

高松市補助金等交付規則第6条では，市長が補助事業等の内容により必要がないと認める場合を除き，申請者は，補助事業等に着手したときおよび当該事業等が完了したときは，直ちに補助事業等着手届および補助事業等完了届を市長に提出しなければならないと規定しているが，第17回高松秋のまつり・仏生山大名行列補助金に係る補助金等交付決定通知書には，必要がないと認める理由がないにもかかわらず，着手届および完了届を提出する交付条件が削除されているので，今後，同様の補助金を交付する場合には，適正に事務処理されたい。

(観光振興課)

オ 補助金交付に係る着手届の受理決裁を適正にすべきもの

補助金交付申請者から提出された補助事業等着手届の受理に係る取扱いについては，高松市事務決裁規程第4条第1項，第5条第1項

および別表第1文書、庶務その他の表第17項の規定により、専決者（主管課長）までの決裁を受けなければならないが、第17回高松秋のまつり・仏生山大名行列補助金に係る補助事業等着手届は、その受理に係る決裁を受けていないので、今後、補助金交付申請者から補助事業等着手届の提出があった場合には、これらの規定により、適正に事務処理されたい。

（観光振興課）

カ 適正な年度協定を締結すべきもの

高松市食肉センターの管理に関する基本協定では、指定管理者に行わせる管理業務は、条例に規定する業務とし、その細目は、年度協定に定めるとしているが、年度協定で定めた管理業務の細目には、条例に市長が行うことと規定している業務が記載されているので、今後は、適正な年度協定を締結されたい。

（農林水産課）

キ 適正な収支精算書を提出させるべきもの

平成22年度高松市国分寺町盆栽集出荷施設管理運営業務に係る委託業務完了報告書に添付された収支精算書では、仕様書で定めた業務に係る経費の総額が契約金額を上回ったことから、経費の一部が報告されていないので、今後は、適正な収支精算書を提出するよう、受託者を指導されたい。

（農林水産課）

ク 見積徴取伺決裁に係る事務処理を適正にすべきもの

平成23年2月28日付け高契号外財務部長・会計管理者通知「執行伺、契約事務等の取扱い（平成23年度予算執行に係る年度前準備行為および執行伺の取扱い、契約制度（財務会計制度）の見直し等）について（通知）」では、連帯保証人制度および契約保証金免除要件の見直しにより、指名競争入札または随意契約に係る執行伺・指名通知等における履行保証についての規定例が示されているが、池田1号・4号農道除草業務委託に係る見積徴取伺決裁では、連帯保証人に関して従前の記載がされているので、今後、同種の伺

決裁を起案する場合には、履行保証について適正に記載されたい。

(土地改良課)

ケ 契約書を適正に作成すべきもの

産業廃棄物の運搬、処分等を委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第6項および同法施行令第6条の2第4号の規定により、委託する産業廃棄物の種類および数量などの条項を約定しなければならないが、平成23年度じんかい収集運搬処理業務委託契約については、同条項が盛り込まれていないので、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、これらの規定により適正な契約書を作成されたい。

(競輪局事業課)

コ 業務委託契約に係る適正な仕様書を作成すべきもの

平成22年3月19日付け高契号外財務部長通知「契約事務等の取扱いについて（通知）」により、業務委託については、適正な労働条件の確保の観点から、その仕様書に労働関係法規の遵守および適正な雇用条件の確保についての事項を加えなければならないが、平成22年度に締結した中央卸売市場水産物棟排水溝等清掃業務委託契約の仕様書には、これらの事項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な仕様書を作成されたい。

(中央卸売市場業務課)

サ 発注簿の事務処理を適正にすべきもの

発注簿等財務処理要領第6項に規定する発注簿（物品購入用）には、発注日および兼命令処理日を記入しなければならないが、平成23年6月24日に見積徴取を行ったスタンプインキについては、発注日および兼命令処理日が記入されていないので、今後、同種の発注を行う場合には、同項の規定により、適正に事務処理されたい。

(中央卸売市場業務課)

2 監査の結果に付する監査委員の意見

補助事業の実績確認について

平成22年度水産団体育成事業（漁業協同組合連絡協議会事業）補助金については、補助金等実績報告書に収支決算書と事業報告が添付されているものの、事業計画書に記載の補助事業について実績確認ができる内容となっていないので、補助金等交付申請者に対し、実績確認ができる資料を提出するよう指導されたい。

（農林水産課）

第2 行政委員会等定期監査の結果に関する報告

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成22年度および平成23年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

| 対 象 | 期 間 |
|--|--|
| 局 課 等 | 事 務 |
| 監 査 事 務 局 監 査 課 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 選 挙 課 公 平 委 員 会 農 業 委 員 会 事 務 局 農 政 課 市 議 会 事 務 局 総 務 調 査 課 ・ 議 事 課 | 平成22年度および 平成23年4月1日 から同年10月25 日までの行政事務の 執行および財務に関 する事務の執行 |
| | 平成23年10月 26日から平成24 年1月16日まで |

(2) 監査の方法

平成22年度および平成23年度の行政事務の執行および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）および第15項（組織および運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象局課等から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 業務委託契約に係る適正な仕様書を作成すべきもの

平成23年3月24日付け高契号外財務部長通知「契約事務等の取扱いについて（通知）」により、業務委託については、適正な労働条件の確保の観点から、その仕様書に労働関係法規の遵守および適正な雇用条件の確保についての事項を加えなければならないが、高松市議会議員選挙および高松市長選挙広報業務委託の仕様書には、これらの事項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な仕様書を作成されたい。

(選挙管理委員会事務局選挙課)

イ 見積徴取伺決裁に係る事務処理を適正にすべきもの

高松市事務決裁規程第4条の規定により、決裁を要する文書は、主管係長の決定および文書取扱主任の文書審査を受けた後、順次直属上司の決定を得て市長または専決者の決裁を受けなければならないが、統一地方選挙に伴う投票所出入口スロープ借上料に係る見積徴取伺決裁は、文書取扱主任の文書審査を受けていないので、今後、同種の伺決裁を起案する場合には、適正に事務処理されたい。

(選挙管理委員会事務局選挙課)

ウ 発注簿の事務処理を適正にすべきもの

発注簿等財務処理要領第6項に規定する発注簿（物品購入用）には、兼命令処理日を記入しなければならないが、平成23年8月9日に発注したパンチ替刃については、兼命令処理日が記入されていないので、今後、同種の発注を行う場合には、同項の規定により、適正に事務処理されたい。

(農業委員会事務局農政課)